

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

sup>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P2	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は漁業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) ア 「漁業技能測定試験(仮称)(漁業)」 イ 「漁業技能測定試験(仮称)(養殖業)」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は漁業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) ア 「漁業技能測定試験(漁業)」 イ 「漁業技能測定試験(養殖業)」
2	P7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は漁業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は漁業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分)

			<p>ア 「漁業技能測定試験（仮称）（漁業）」</p> <p>イ 「漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>	<p>ア 「漁業技能測定試験（漁業）」</p> <p>イ 「漁業技能測定試験（養殖業）」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>
3	P9	【確認対象の書類】	<p><試験合格者の場合></p> <p>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業技能測定試験（仮称）（漁業）の合格証明書の写し ・ 漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）の合格証明書の写し 	<p><試験合格者の場合></p> <p>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し ・ 漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し

4

分野
参考様式
第12-1号

1枚目

分野参考様式第12-1号

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の採集、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）又は養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等）であること。
- 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 1号特定技能外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前記4に規定する必要な協力を行う者に労働者派遣等を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前記4に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第12-1号

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の採集、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）又は養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等）であること。
- 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 1号特定技能外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前記4に規定する必要な協力を行う者に労働者派遣等を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前記4に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

5

分野
参考様式
第12-
2号

1 枚目

分野参考様式第12-2号（登録支援機関）

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関
氏名又は名称
住 所
特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 

分野参考様式第12-2号（登録支援機関）

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関
氏名又は名称
住 所
特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者